コロナ禍における生活困窮者及びひきこもり支援に係る民間団体活動 委託事業 募集要項

1 はじめに

特定非営利活動法人 抱樸では、新型コロナウィルスによって家と仕事を失った人々に対する支援体制を全国のパートナー法人との協力の下に進めるため2020年に緊急のクラウドファンディングを実施し、大変多くの方々から賛同と寄付を基にして全国10か所で「空き家活用・サブリース型総合支援付き居住支援」の提供を実施してきました。

さらに、魅力ある地域づくりや地域の活性化などの公益活動にかかわる人たちへその輪を 拡げて、持続可能で豊かな地域社会の創造と発展に資するために、この度、新たに活動団体 を募集いたします。

2 対象となる団体

財団法人、社団法人、社会福祉法人、NPO 法人(特定非営利活動法人)、ボランティア団体など非営利活動・公益事業を行う団体

※財団法人、社団法人とは、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、 特例民法法人(従来の民法により設立された公益法人)を指します

3 対象となる事業

新型コロナウイルス感染症等の影響により、住まいを失った者や地域から孤立した者に対して、空き家活用型の支援付きサブリース住宅の確保を行う事業になります。入居、生活、就労、家計管理などの総合支援を行うことにより、長期の困窮と地域からの孤立を防止する伴走型の支援を実施し、サブリース差益による支援員確保や基盤整備など、事業の継続性を持たせることにより、今後さらに発展していく事業モデルを目指すものです。

4 予算の上限金額

予算の上限金額は原則として以下のとおりとします。

1案件 150万円 (1団体あたり1案件を上限とし、3団体を予定。)

※応募多数の場合、採択案件であっても、査定により承認額が申請額と違うことがあります。

5 対象となる経費

経費は以下の例を参考にしてください。※参考:合計 150 万

- ・物件を確保するための初期費用:30万円(×3室)
- ・入居後生活が可能な家財購入:10万円 (×3室)
- ·諸経費:30万円

6 対象となる事業の実施期間

委託費支給後、2023年3月までに完了することを原則とします。

7 留意事項

助成事業を実施する際には、いくつかの条件及び留意事項があります。 申請の時点でご確認いただきたい事項は下記の通りです。

(1)委託契約の遵守について

委託事業として決定した際には、抱樸との間で「委託事業についての覚書」を締結します。 締結した「覚書」に反する行為があった場合は、委託費の返還請求等を行うこともあります ので、契約を遵守してください。

(2) 定期支援及び合同研修会への参加について

委託事業として決定した際には、定期支援を受入、活動状況についてのモニタリングに協力 し、現況を遅滞なく報告するものとします。また年間 2 回を予定している合同研修会に参 加し(複数名参加推奨、参加に必要な交通宿泊費用は抱樸へ請求)、現況について報告すると 共に、先行する団体と共に、本事業の進める上での課題点などを検討に参画します。

(3) 完了報告書の提出について

助成事業の完了後は、決められた期限までに事業完了報告書(収支計算書を含む)をご提出いただきます。

8 募集期間について

2022年6月27日(月)~2022年7月15日(金)

9 決定通知について

2022 年 7 月 22 日 (金) ホームページにて公表します